

(公印省略)
神健保医第731号
令和4年8月23日

関係団体、医療機関 各位

神戸市保健所長 楠 信也

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び
麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴下会員、職員等関係者へ通知内容を御周知いただきますようお願いいた
します。

記

1 通知文

令和4年7月27日付 薬生発0727第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

2 概要

令和4年7月27日付で標記政令等が公布され、令和4年8月26日より施行されるこ
ととなった。

施行日以降、麻薬又は麻薬向精神薬原料に指定された物質を取扱う場合は、規制の対
象となりますので御留意ください。

(1) 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政
令第238号）関係

- ① 新たに3物質が麻薬に指定された
- ② ①とは別の3物質が、新たに麻薬向精神薬原料に指定された。

(2) 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）関係

(1)②の3物質が特定麻薬向精神薬原料に指定された。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）関係

(1)②の3物質のうち、50%以下のものを麻薬向精神薬原料に関する規制の対象から
除外するための物質指定が行われた。

医務薬務課 薬務担当
神戸市中央区加納町6-5-1
TEL : 322-6796